

広告媒体資料（仕様書）

帯広市庁舎のエレベーター及び戸籍住民課待合ロビー壁面に広告を掲出する事業者などを次のとおり募集します。

名称	帯広市庁舎エレベーター、待合ロビー広告
媒体の規格	◇エレベーター広告の規格 ・ 広告の掲出場所：別紙掲出位置図のとおり ・ 広告の掲出枠数：１０枠 ○エレベーター　５枠 １・２号機（中央エレベーター）２枠 ３号機（中央エレベーター）１枠 ４号機（南側エレベーター）２枠 ※なお、１号機と２号機は交互運転を行っているため、１号機に掲出する広告と同一のものを２号機にも掲出いたします。 ○待合ロビー　５枠 戸籍住民課待合ロビー ・ 広告枠の大きさ：Ｂ２版縦（７２８mm×５１５mm） ・ 広告形式　　　　　：紙面（ポスター等） ◇広告の掲出期間（令和７年４月～令和８年３月） ・ １枠につき１か月単位で、最長１２か月まで申し込みいただけます。 掲出日は月初めから末日までで、当該日が市の休日の場合は、掲出開始日は市の休日の翌日となり、掲出終了日は市の休日の前日となります。
掲出可能な広告	帯広市広告掲載要綱及び同基準並びに帯広市庁舎広告掲出要領に基づいた広告
市庁舎の職員数及び来庁者数	市庁舎に勤務する職員数は約９００人、推定来庁者数は１日約１，０００人
掲出開始日	令和７年４月１日
掲出場所の特徴	市役所は市民の皆様や業者の方々が多く出入りする施設です。 「１階待合ロビー」は国民健康保険や住民票等の各種届出に来られた方々が手続の待合場所として利用されています。 また、市庁舎は帯広を代表する高層建築であり、１１階には展望ホールや食堂、喫茶があることから、エレベーターは多くの方に利用されています。
募集期間	令和７年２月３日（月）～２月１７日（月） ※応募が満たない場合は随時募集します。
広告料金	１枠月額６，３００円（消費税等及び広告掲出に係る行政財産使用料を含みます。）
その他	・ 広告のデザインや作成に要する費用は広告主の負担となります。 ・ 広告物の掲出、撤去は市が行います。 ・ 申込期間中に募集枠数を上回るお申込みがあった場合は、市内に事業所等を有する企業か自営業者の方を優先します。なお、同順位のお申し込みが重複した場合は広告枠の掲出希望月数が多い方を優先し、なお上回る場合は抽選といたします。

申込先・担当課	帯広市総務部総務室総務課 住 所：帯広市西5条南7丁目1番地（市庁舎5階） 電 話：0155-65-4100（総務課直通） ファックス：0155-23-0151
申込書類等	お申し込みの際は、次の書類を提出していただきます。 ①帯広市庁舎広告掲出申込書 ②帯広市庁舎広告掲出に係る税情報確認承諾書 ③誓約書 ④ポスターの図案又は説明書等 ⑤法人は定款、規約又は寄附行為等の写し、個人は住民票
広告掲出関係規定等	帯広市庁舎広告掲出要領 帯広市庁舎広告掲出実施細目 帯広市広告掲載要綱 帯広市広告掲載基準